

南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要領

平成17年8月1日

訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成17年南アルプス市告示第82号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(既存木造住宅の判断)

第2条 要綱第2条第1号ウによる昭和56年5月31日以前に着工された住宅とは、市町村の実施する耐震診断を受けたもの、固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの、又は建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものとする。

2 構造、用途については、木造住宅の耐震診断報告書等により木造及び住宅であることを確認できるものとする。

(総合評点)

第3条 要綱第2条第3号に規定する総合評点は、一般財団法人日本建築防災協会が定めた耐震診断の判定基準により、山梨県木造住宅耐震診断技術者（建築士の資格を有し、県が協賛する山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術講習会又はこれと同等以上であると山梨県知事が認める講習会の受講修了者をいう。）が診断したもので、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたものでなければならない。

(補助金額の算定)

第4条 要綱第5条の補助金額の算定において、耐震改修工事等に要した費用については、耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離できるものは、当該工事を分離して算定すること。

(中間検査)

第5条 市長は、要綱第9条に規定する木造住宅耐震改修補助事業着工届が提出されたときは、当該耐震改修工事等に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次のいずれかに掲げる地区内において補助事業を実施するときは、当該事業主管課と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 都市計画施設内

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令は、令和8年3月31日限りその効力を失う。